

奈良県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十一月二十四日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
大和高田市発熱者検査センター 一	大和高田市大字池田四五七番地 一	令和五年五月七日
中垣薬局	香芝市磯壁二丁目一〇九〇一 一五	令和五年九月六日
上辻医院	宇陀市大字陀栗野三七九	令和五年十月十四日
株式会社中川天理薬局	天理市三島町五八四	令和五年十月十四日
五位堂診療所	香芝市五位堂四一三九二	令和五年十月三十一日